岡山醫學會雜誌

第61年第1-2號（第659-660號）

昭和24年3月31日發行

綜　　說

Massenmordの1例として獨逸に於けるWagner事件の概要

岡山醫科大學法醫學教室

教授　醫學博士　遠　藤　中　節

緒言　昭和13年5月21日は岡山醫大學友會主催高專野球大會第1日で，運動場は朝早くから已に多くの觀衆が塡めかけ，試合の始まるのを待つて居た．試合開始の少し前，岡山地方檢事局から作北に30數人殺害の慘劇發生，直に津山に出張を乞ふとの電話があつたので，野球の見物は駄目となり教室では總出で3班を組織し，準備を整へて，いざ出發と云ふ所へ再び電話があり，犯人自殺，出張に及ばずとのことで，遂に慘劇の現場を觀る機會を失した．斯く犯人自殺で捜査は中止となり，從て法醫解剖は行はれなかつたが，翌年になり，かほどの大事件を捜査中止のまゝ我國犯罪史上に殘さぬのはよろしくないとの意見があつて，岡山地方檢事局が司法省の後援を得，更めて此の事件を研究の對象として取り上げ，出來上つた報告は現存せる人々の私行に觸れておるので極秘として公表せられておらぬ．然し此の作北屠殺事件は當時の新聞雜誌に隨分詳細に報道せられたから，今日尙多くの人々の記憶に殘つておるであろう．その後，獨逸の犯罪學雜誌 Archiv für kriminologie にも其の抄錄が掲載せられた．本事件は短時間内に幼兒を加へ30數人の男女が殺戮せられた慘劇で，戰爭を除きかくも多くの人々が短時間内に殺された例は，余の寡聞世界にその比を見ないであろう．然し數に於ては大分劣るが，本事件に極めてよく似た屠殺事件が大正2年に南獨逸に起つておる．それは Wagner 事件と稱せられるもので，犯行の動機，準備，模樣等，本件の犯人が10數年前に起つた此の Wagner 事件を模したのではないかと思はれるほどよく似ておるが，作北の犯人がまさか獨逸語で發表せられ，邦譯のない Wagner 事件について知る筈もなく，之は偶然の一致とは云へないが近似であろう．本件の犯人は自殺したが，Wagner 事件の犯人は自殺せず逮捕せられて精神鑑定を受け，精神異常者であることが確認せられた．作北事件の翌年，乞はれるまゝに譯出した Wagner 事件の梗概を掲載して貰つた作北事件の研究報告は，上記の樣に極秘になつておるが，Wagner 事件は已に公表せられたものであるから，今回其の筋の諒解を得て本誌に轉載して貰ふことゝなつた．然し誤譯もあり，更に拙譯，拙文で林會長や八木先生が見られたら多分お叱りを蒙ることゝ思ふが，犯行の筋は大體解つていたゞけると自惚れ，又本誌の綜說の部に相應はしくないとは思つたが，編輯の都合上掲載して戴くことゝなつた．編輯部

各位の御好意を深謝する次第である.

西暦1913年(大正2年)と云ふと今から36年前，丁度前歐洲大戰勃發の前年で，歐洲から云ふ近東諸國では恰も昨今の樣に不安があつたであらうが，それから1年を經ずして幾百萬の生命を犧牲とした大戰が起らうとは誰1人として考へ及ばなかつた. 此の年の9月4日拂曉，南獨逸 Württemberg の首都 Stuttgart 市の南郊 Degerloch で，夫が其の妻と實子4人を殺害した事件が起つた. 犯人である夫は Ernst Wagner といふ次席訓導で，曾て刑罰等を受けたことのない數へ年40才の男であつた. 犯行の前晩即ち，9月3日の夕，Wagner は家族や家主等と共に晩夏の黃昏を樂しさうに過し，午後9時頃には既に寢室に入つたのであつたが，曉け方の5時頃に起き上つた Wagner は先ず妻の頭部を豫て用意してあつた棒で撲り，斯くて失神した妻の頸部や胸部を短刀で刺傷し，遂に之を死に至らしめ，次に2人の男子の寢室に行き，此の兩兒を刺傷殺害し，更に2人の女兒の寢室に入つて2人共同樣に殺して仕舞つた. 此の現場は犯人が捕へられてから，即ち9月5日の午前に至り，警官によつて檢證せられ，各死體は剖檢せられ，何れも肺，心臟，大血管の刺創に因る失血が死因であると確認せられ，殺された妻の兩腕や左拇指等には小創傷があつたので防衛的行動のあつたことが推察せられた.

犯行が以上記したゞけであつたならば犯行の原因は兎に角として，特に取り立てゝ茲に紹介することを要しない家庭悲劇の一つであるが，不幸にして慘劇は以上に止まらなかつた. 即ち Wagner は血液の附着したシヤツを脫ぎ，體を拭ひ，衣類を更め，兇行に用ゐた短刀を其の儘抽斗に仕舞ひ，3挺の銃器，500發以上の實彈，鐵棒，革帶，緣なし帽，妻の黑色面被等を旅囊に入れて携へ，連發小拳銃のみは上衣のポケツトに藏し，兇行を演じた自分の家を去つたのであつた. 家を去るに臨み，表戶に「Ludwigsburg に遠足する」旨を認めた石磐をかけ，更に家主の家の戶の石磐には35 Pfenning の金を添へて3 Schoppen の牛乳を注文して欲しい旨を書き遺し，自分の自轉車に前記の旅囊をつけ，先づ Stuttgart 市に向つた. 因に，1 Schoppen は約半リートル. 但し今日は4分の1リートル. 又，Ludwigsburg は Sttutgart 市の北方にある小都市で古城並に美しい公園があり，好個の遠足地であつて後記する Bietigheim 町への途中にあたり汽車の便もある.

斯くて Stuttgart 市に來た Wagner は午前8時10分の列車で Ludwigsburg に向つたが，自轉車は手荷物として預け，列車內に携へた旅囊から車中でモーゼル式大拳銃を出して携へた. 之は Degerloch の犯行が發覺して捕へられはせぬかとの心配があつた爲であると，後に犯人が自供してをる. Ludwigsburg 驛で下車した Wagner は別に怪まれることもなかつたので驛の便所で一旦出しておつた大拳銃を再び旅囊に納め，驛を出て，とある飲食店で輕い食事をとり（此の時には酒類を呑んではをらぬ）午前11時頃には近郊の親戚の家を訪れて，其の家族と常の如く話し，之から Mühlhausen（曾て Wagner の居つた村邑で，Ludwigsburg 市の略々西方の山間にある. 此の Mühlhausen を流れる Enz 河は Nördischer Schwarzwald に源を發して東流し，Mühlhausen や Bietigheim を貫通し，Neckar 河に合し，北流して Heidelberg 市を流れて Rhein 河に注ぐ）に行つてをる4人の子供を連れに行くのであると語り，何か食べないかと勸められたが欲しくないとてビールを少し飲んだ. 其の家で Wagner があちこちするのに常に旅囊を離さなかつたことは當時家人の氣付いてをつた點であつたが，その外に別に變つた樣子もなく親戚の子供に送られて驛に行き，午後1時の列車で Bietigheim 町に來り，町で自轉車の壞れた部分を修理せしめ，兇行の發覺如何を偵察する爲に自轉車で町を廻り，一旦宿に入つて輕い食事をとり，夕方の7時頃には Mühlhausen に向ふべく此の町を去つた. 途中で世話になつた人々，知人，同僚等に遺書を發送し，夜の11時頃には Mühlhausen 峠に來た. 其の前に Wagner は

1人の男に行會ひ何者かと尋ねられたが何も答へなかつたので，其の男は Illingen (Wagner の來た方向，即ち Bietigheim の方向）の方に去つた．自轉車を畑に乘り棄て旅囊から取り出した革帶を腰に締め，モーゼル式拳銃を腰につけ，他の拳銃，實彈，棒，小刀，面被等を手提鞄に入れ，緣なし帽を被り，折惡しく降出した雨の中を村の方に入つて行き，一電話架線柱に鐵棒を打込んで昇り，Mühlhausen と他の村との連絡を絶たんとしたが，電話線は彼が數週間前の遠足に際して經驗したよりも高く架せられ，且雨の爲に體は濡れ，更に他の電柱にも試みたが，矢張成功しなかつたので斷線を斷念し，村に入りかけたが，モーゼル拳銃が腰にないのに氣付き，再び電話柱の處に戻つて發見し，妻の面被を以て覆面し，拳銃を一つ宛左右の腰につけ，鞄に實彈を入れて再び村に入つて行き，先づ農家の穀倉にベンヂン•ライター を以て放火したのを初めとして村中を歩き廻り，次々に放火殺人を犯して村中を震駭恐怖に陷らしめ，放火は4個所，即死8人，重傷12人，其の中1人は間もなく死亡したと云ふ世にも恐るべき兇行を恣にしたのであつた．Wagner は歩行者と云はず，家の窓から見える人と云はず，男子を狙つて數米の距離から射擊し，多くは心臟部を射たれた．時に男を狙ひ，婦人を避けた點は注意せられるべきことであつたが，偶々2人の女兒，20才余りの娘及び家畜2を傷けた．然し Wagner は遂に勇敢な一警官及び2人の村民の爲に打ち倒され，捕へられたが其の際彼は顏面に2個の割創を受け，左腕は破碎せられ（左腕は後に肘關節部からの切斷手術を受けた），其の他尙若干の打撲傷を受けた．捕へられた Wagner はまだ200發足らずの實彈を持つてをつたから，300發余を發射したことになり，上記の勇敢な警官や村民の犧牲的な行爲がなかつたならば，慘害は更に甚大となつたことであらう．

捕へられた Wagner は上記の如く實彈200發足らずを持つてをつた他に，ライター，一端尖つた棒，小刀，黑色面被，眼鏡緣（レンズなし），帽子を携へ，背に負つたリュックサツクには小拳銃と短い鐵棒とが入つてをつた．さうして殆ど死んだものの樣になつてをつたが，呼吸及び瞬目が認められたので，生きてをることが判り，興奮してをる村の人々は Wagner の監置せられてをる所に殺倒し，どんな事を仕出かすかと憂慮せられたので憲兵や警官が之等を取締つた．又放火に因る火災は折よく附近に宿營してをつた軍隊が馳けつけて助力し漸く鎭火した．更に Wagner は Degerloch の己が家に於ける兇行を自供したので直に電話で連絡せられ，旣記の樣に9月5日朝初めて現場が發見檢證せられた．

以上は1913年（大正2年）9月4日拂曉及び4日深更，夫々 Degerloch 及び Mühlhausen に超つた慘劇の大要であつて Wagner 鏖殺事件として有名である．

Wagner は正氣に復してからも Mühlhausen では口を緘して犯行の動機其の他については殆ど何事を聞かれても答へなかつたが，其の村から Vaihingen（區裁判所のある町）に送られ，病院で受けた傷を充分に手當せられ，6日には監督判事から訊問せられたが，此の時には色々と答へてをる．Wagner が Mühlhausen では何と訊ねられても答へず，Vaihingen で監督判事の訊問に答へたのは自分の犯した兇行やその原因等を區裁判所で供述するのが正しいと考へたので，決して Mühlhausen の官憲を輕蔑したのではないのであると解せられた．

判事は Wagner の Mühlhausen に於ける兇行が同人の明瞭な意識に於て行はれたことを認め，兇行の動機については同人の陳述及び同人が諸方面に出した遺書によつて判明し，又確められたものと信じ，其の日の聽取は簡單に濟まされたが，此の6日の訊問に於て Wagner は家族を殺害した方法を詳述し，更に恐るべき兇行を演ずるに至つた動機を語つた．その動機と云ふのは此の兇行から12年も前に，同人が Mühlhausen で犯した道德的な過失であつて，それは動物との淫行であつた．此の過失について同人は非常に後悔し，苦し

められたばかりでなく Mühlhausen 及び Radelstetten の人々の表示や諷示から人々は同人の過失を知つて居るものと推察してをつたが然し之は後に記す如く，全く，同人の邪推であつた．それで人々が表はしたであらう嗤笑や態度はその爲であるとして同人を非常に苦しめ且激せしめ，遂に自殺を決意せしめると共に同人は家族を道連れとし，其の上過失を犯さしめた村に復讐すべく決心するに至つたのであつた．以上の動機の外，訊問に於て Wagner は如何にして兇行を企圖したか，是れまで兇行の出來なかつた理由，遺書等について判事に語つた．斯くて Wagner は未決監に入れられるべく Heilbronn 市に送られたが，それまでの若干週間は Vaihingen の警察署に拘留せられてをつた．

Heilbronn 市の裁判所では Wagner は豫審判事から何回も訊問を受け，又澤山の證人が呼び出されて Wagner の人格や其の他の事について色々と調べられた．Wagner の陳述，同人の自敍傳，人々の證言等に據ると Wagner は稀に見る眞理の愛好者で，學校での成績も良く，勤務も眞面目で何事も隱し立てをしない公明な人間の樣に思はれたが，云ふべき事でないと信じた場合には如何なる答をも與へなかつた．從つて同人の人格についての觀察や判斷が揑造的な供述とか巧妙な瞞着などに因つて妨げられる樣なことはなかつた．

多數の證人につき，調べられて判つた事柄の中で最も著しいことは，Mühlhausen, Degerloch, Radersteten の人々の殆ど誰もが Wagner の Mühlhausen で犯した過失を知つてをらぬことであつて，10 年以上の長きに亘つて緊く守られた同人の秘密を洩らしたのは實に餘人ではなく，Vaihingen の區裁判所で監督判事に告白した Wagner 自身であり，友人等に送られた彼自ら書いた遺書であり，又彼自らが書いて送つた新聞社への手紙であつた．證人の證言と Wagner の供述との間に於ける此の著しい矛盾から，同人の兇行には何か病的な精神作用が關係してをるのではなからうかとの考は誰しも頭に浮ぶ所であつて Heilbronn の裁判所は Wagner の精神鑑定を命ずることゝなり，2 人の精神病學者が別々に之に當つた．其の結果は 2 人の鑑定人共に Wagner を精神異狀者であるとなし，同人には一定の系統的な追跡妄想があつて，自由な意思決定が不可能であると認められ，斯る狀態は犯行當時に於ても然りし旨を鑑定したので Wagner は免訴せられ，病院に入れられることゝなつた．此の精神鑑定が終了した日付は 1914 年 1 月 24 日となつてをつて，之から半年を經過するかしない中に別な意味に於ける Massenmord が世界大戰或は歐洲大戰と云ふ名で勃發してをる．

以上の大半は H. Gluhle und A. Wetezl : Verbrechertypen の第 1 卷第 3 冊に收められた Der Fall Wagner に依つたもので，同書は精神鑑定を主として取扱つてをる．私の譯出は極めて拙なく，その上に可なり誤もあることゝ思ふが，事件の筋だけは解つて戴けることゝ思ふ．然りとせば此の Wagner 事件と昭和 13 年 5 月 21 日午前 1 時 40 分頃から同 3 時までの間に作州北部の山村に起つた 33 名殺傷事件との間に多大の相似性の存在することは恐らく何人も肯定する所であらう．

Wagner は自殺する迄に捕へられ，保護せられたので，後に十分な精神鑑定が行はれたが，我が作北の事件では犯人である都井睦雄が自殺し，從つて精神狀態の檢査が出來なかつた點は事件の全貌を明にすると云ふ上から考へると惜しいことではある．岡山並に津山の檢事局で蒐集せられた色々有力な資料に基いて睦雄の精神狀態が推定せられないこともあるまいと思はれるが，精神病學の素養乏しき私の能くする所でないから，玆に此の問題に觸れらい．然し之等の資料について作北事件の犯人睦雄の精神狀態其の他を色々考察してみても Wagner 事件の樣に犯人の訊問や檢證が缺如してをる以上それは結局一つの推定に過ぎないであらう．とは云へ一は獨逸に，一は我國の山村に，起つた驚くべき鏖殺事件であつて，時間の上からは兩事件の間に 20 數年の歲月を距てゝをるが，兩事件に於ける相似

性又は共通性の各點を考へると，犯罪學上に資する所が蓋し尠くないであらう．兩事件の比較の一々を玆に記す必要はあるまいが，犯行の動機について比較しても，一は村人の殆ど誰もが知つてゐない犯人の過去の過失を村人が知悉してをつて，其等の人々の言動を侮蔑嗤笑と邪推憤慨し，他の一は村人が犯人を肺結核患者であるとは知らず，假に之を疑へる人とても，その爲に犯人を疎外する等のことがなかつたのに，犯人自らは肺結核に罹れるものと信じ，自ら好んで孤獨に陷り，村の人々の言動を故らに犯人を疎外するものと邪推怨恨し，兩者共遂に恐るべき慘劇を演ずるに至つたのである．怨恨の種類，程度と之に基いて起つた兇劇の程度とを比較することは固より困難であるが，如何に考へても原因に對して復讐があまりにも過大であり，常規を逸してをるとしか思はれない．

更に兩事件の細大各點を比較するならば，相似或は共通せる事項について思ひ半ばに過ぎるものがある．

作北鏖殺事件について檢事局に蒐められた資料に據り何か感想を書くべく鹽田檢事，守谷檢事及び中垣檢事各位から御話があつたが．犯人は犯行直後に自殺して訊問や檢證は出來ず，假に出來たとしても精神病學に暗い私に感想のあらう筈もなく，又犧牲者の創傷や死因等については特に記載しなければならぬと思はれる樣な點もないらしい．只寫眞の撮り方が死體全體を主とし，創傷を主としてないのは後で創傷を考察する上に多少不便であらうと思はれた．更に本件を醫學的以外の見地から觀察した場合の感想は自ら其の人がをられるので無筆な私としては最初何を書くべきかについて大に閉口し，あれこれと書物を涉る中に本件に似た外國に於ける1例を探し出し，そのほんの一部を右に紹介して責を塞いだやうな次第で，各位の御希望に副はない點について深く御詫するものである．

尙上記の書物 (Verbrechertypen) には，Kasuistik des Massenmords として Wagner 事件を加へ，100例の鏖殺事件を極めて簡單に抄錄してあるが，多くは家庭悲劇又は之に類するもので，我が作北事件に比すべきものとしては唯此の Wagner 事件あるのみである．而して我が作北事件を Wagner 事件に比べると，犧牲となつた人の數から云つても，犯人の準備から云つても作北事件の方が勝れてをり，固より自慢にはならぬが，眞に之れ世界一の Massenmord といつてよいであらう．

上記の Verbrechertypen なる書物が改版せられる場合には本件は必ず抄錄せられるべきものであつて，Massenmord の文献には必ず引用せられなければならぬ．最後に私は本件の犯人都井睦雄が何かで此の Wagner 事件の詳細を知つてをつたのではなからうかと一時は疑つた程であつて，此の疑は勿論本件について蒐められた資料から否定せられ，Wagner 事件を詳記した和本も恐らくなく，從つて之はほんの一時の疑に過ぎないが，斯る感を懷くのは恐らく私1人ではないであらう．

追記　獨逸の法醫學雜誌第17卷 (1931年) 247頁以下に Karl Berg が詳細報告し，更に單行本として Olga Illner and George Godwin が The sadist に英譯記述してゐる Düsseldorfer Massenmord，即ち1929年獨逸有數の工業都市 Düsseldolf に起つた Massenmord は犧牲者の數から云ふと，末遂を合し，1929年以前の分を加へて80人に垂んとし，我が作北事件以上の Massenmord であるが，然し之だけの犯罪を犯した期間は甚だ長く，1899年 (明治32年) から1929年 (昭和4年) に亘る三十有一年間で，その間犯人は3回 (1900年—1904年，1905年—1913年及び1913年—1921年) 刑務所に入つてをつたから，正味10年餘りの間の犯行である．作北事件や Wagner 事件の樣に短時間に行はれた大量殺人事件ではないが，Massenmord としては之れ亦代表的な事件として記錄せられるべきであらう．犯人は殺人淫樂者 Peter Küsten と云ふ1883年生れ (Köln-Mühllheim) の職工で，殺害の方法は斯く長期に亘つて行はれたので色々であつたが，絞殺が比較的に多く銃殺はなかつた．(完)